

川島桶川資源循環組合意見公募手続実施要綱

令和 8 年 1 0 月 7 日

告示第 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、住民等の生活又は事業に重大な影響を及ぼす施策等の立案について、住民等の誰もが意見を述べることができる機会を保障することにより、公正で民主的な透明性の高い組合行政を推進することを目的とする。

2 この要綱に基づき行う意見公募手続は、川島桶川資源循環組合（以下「組合」という。）の施策等の立案に対する住民の賛否を問うために行うものではない。

(定義)

第 2 条 この要綱において「意見公募手続」とは、組合の施策等の立案の過程において、実施機関がその立案に係る施策等の趣旨、内容等を広く公表し、これらについて提出された住民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する組合の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「住民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 川島町内又は桶川市内に住所を有する者
- (2) 川島町内又は桶川市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 川島町内又は桶川市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 川島町内又は桶川市内の学校に在学する者
- (5) 川島町内又は桶川市内に対して納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有するもの

3 この要綱において「実施機関」とは、管理者及び監査委員をいう。

(対象)

第 3 条 意見公募手続の対象は、次に掲げる施策等とする。

- (1) 組合行政の各分野における構想、計画等の策定又は改定
- (2) 住民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (3) その他実施機関が特に必要と認めるもの
(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見公募手続を適用しないことができる。

- (1) 緊急を要する場合
- (2) 軽微な場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 法令その他の規程により、意見聴取等の手続が定められている場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議する場合
- (6) 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置する附属機関又は実施機関が設置するこれに準ずる機関において、意見公募手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定する場合

2 実施機関は、前項第1号の規定に該当することにより、意見公募手続きを省略したときは、速やかに住民等にその理由を公表しなければならない。

3 前項第2号の公表は、組合のホームページへの掲載等により住民等に行うものとする。

（施策案の公表）

第5条 実施機関は、意見公募手続の対象となる施策等を立案しようとするときは、適切な時期に当該施策等の案（以下「施策案」という。）を公表するものとする。この場合において、実施機関は、次に掲げる関係資料をあわせて公表するよう努めるものとする。

- (1) 施策案を作成した趣旨、目的及び背景
 - (2) 施策案を立案するに当たって整理した考え方及び論点
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、住民等が施策案を理解するために必要な資料
- (施策案の公表方法)

第 6 条 実施機関は、施策案その他関係資料を組合の事務所に備え付けるとともに、組合のホームページに掲載するものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、施策案その他関係資料を川島町及び桶川市の関係部署等に備え付けるよう努めるものとする。

3 実施期間は、前 2 項に定めるもののほか、川島町及び桶川市の広報紙等を活用し、公表する政策等の案の入手方法等を住民等に周知するように努めるものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の公表の期間は、原則として、当該公表を開始した日から 30 日以上とするよう努めるものとする。

(意見の提出)

第 7 条 実施機関は、住民等からの意見の提出の利便を図るため、意見の提出期間及び提出方法を、施策案を公表する際に明示するものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、意見の提出期間及び提出方法を川島町及び桶川市の広報紙に掲載し、住民等への周知に努めるものとする。

3 意見の提出期間は、住民が意見を提出するために必要な時間を考慮し、原則として公表を開始した日から 30 日以上とするよう努めるものとする。

4 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が適当と認める方法とする。

5 住民等が意見を提出する場合には、住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地及び連絡先、名

称並びに代表者の氏名)を記載するものとする。

(意見の処理)

第8条 実施機関は、住民等から提出された意見を十分に検討の上、施策等の立案の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、住民等から提出された意見の概要及びそれに対する組合の考え方を公表するものとし、提出された意見を検討した結果、施策案を修正した場合は、併せて修正した内容及びその理由を公表するものとする。ただし、川島桶川資源循環組合情報公開条例（令和7年川島桶川資源循環組合条例第5号）第7条各号に規定する非公開情報に該当するものを除く。

3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

4 前項において準用する第5条の規定により、住民等から提出された意見の概要及びそれに対する組合の考え方に関する資料を同条第1項及び第2項に規定する場所に備え付ける場合の当該備え付ける期間は、公表を開始した日から30日とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。